所得税の確定申告が2月16日から始まります

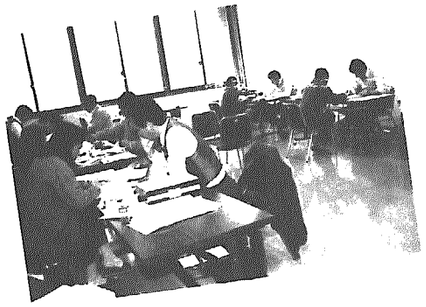

平成元年分の所得税確定申告は、2月16日から始まります。申告期限間近になると、税務署は大変混雑し、落ち着いて相談できなかったり、長時間お待ちいただくようになりかねませんので、申告はできるだけ早目に済ませましょう。確定申告をしなければならないのに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、無申告加算税または過少申告加算税が課せられますので注意しましょう。

こんな場合は確定申告をお忘れなく！

次のようなかたは、確定申告をしなければなりませんので、忘れずに申告をしてください。

❶事業をしている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成元年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの合計額を超えるとき。

❷サラリーマンで、給与所得や退職所得金額以外の所得金額の合計額が二十万円を超えるとき（たとえば、会社に勤めて給与をもらうほか、農業所得が二十万円を超える場合など）。

また、確定申告をする必要のないサラリーマンでも、自宅を新築したり購入した場合や多額の医療費を支払った場合は、確定申告をすると税金がもどってくる場合があります。サラリーマン以外の人で、これから確定申告をするときも同じような控除が受けられます。

そこで今回は、住宅取得特別控除、医療費控除のあらましをご紹介しますので、該当するかたは手続きをお忘れなく——。

マイホームを取得したら 住宅取得（特別）控除

自宅を新増改築したり、購入（中古住宅）したりした場合は、五年間にわたり所得税から一定額（最高二十万円）が控除されます。これを住宅取得特別控除といいます。

【控除を受けられる要件】

■昭和64年1月1日から平成元年12月31日までの間に、次の家屋を新増改築または購入した人で、その日から六ヶ月以内に入居し、引き続き居住している人。

❶床面積が四十平方メートル以上であること。

❷中古住宅（家屋）を取得した場合は、床面積が四十平方メートルで、その取得の日以前十年以内に建築されたものであること（マンションなどの耐火建築物については、その取得の日以前十五年以内に建築されたものであること）。

❸増改築等をした場合は、工事費が二百万円以上であること。

■控除を受けるその年の所得金額が三千万円以下であること。

■居住用財産の譲渡、交換、買換えなどの特例の適用を受けていないこと。

■その家屋の請負代金または購入のための資金を、銀行などの民間金融機関または、住宅金融公庫、厚生年金、共済組合などの住宅ローンを利用していること。

■前記の住宅ローンなどの返済期間が十年以上にわたるもので、かつ、月賦のように分割して返済する方法によること。

【手続き】

住宅取得特別控除を受ける場合には、確定申告をしなければなりません。その際、印かん、本人名儀の預金口座番号、源泉徴収票（給与所得者のみ）のほか次のものが必要です。

○住民票（入居年の翌年一月一日以降発行のもの）

○家屋の登記簿謄本

○請負契約書または売買契約書の写し

○金融機関、公的機関が発行する住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（証明書の発行は、借入先に問い合わせてください）

○中古住宅を購入された場合は、前記の添付書のほかに、固定資産評価証明書（役場税務課で発行）が必要です。

○増改築などの場合は、建築士の増改築等工事証明書が必要です。

振替納税をご利用ください

今までも、村税や水道料金などをそれぞれの金融機関などの口座から自動的に振替納税をさせていただいていましたが、ことしから郵便局でも振替納税ができるようになりましたのでご利用ください。

【申込み手続き】

○貯金通帳と印鑑（お届印）をお近くの郵便局へお持ちください。

○貯金通帳をお持ちでない方も簡単に通帳が作れ、その場で口座振替の手続きができます。

税金についてのおたずねはお気軽に！

◎巻税務署
☎72—2355

◎役場税務課
☎82—4111
（内線）136

多額の医療費を支払ったら 医療費控除

あなたやあなたの家族が、病気やケガなどで多額の医療費（保険などで補てんされた金額は除く）を支払い、その額が十万円または、その年の所得金額の五パーセントのいずれか少ない方の額を超えた場合、超えた部分の金額があなたの所得金額から差し引けます。これを医療費控除といいます。

【医療費とは】

■医師や歯科医師に支払った診療代や治療代及び通院費用

■治療や療養に必要な医薬品の購入費

■病院、診療所、助産所の入院費

■マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などに支払った施術費

■保健婦、看護婦、准看護婦などに支払った療養上の費用

■分べんの介助料

【医療費とならないもの】

■容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で支払った整形手術の費用

■健康増進や疾病予防などのための医薬品の購入費

■親族に支払う療養上の世話費用

■治療を受けるために、直接必要としない近視・遠視のメガネ、補聴器などの購入費

国民年金保険料も社会保険料として控除

確定申告の際、国民年金保険料も社会保険料として控除されます。

昨年、一年間に支払った額が、すべて対象となります。

❶定額保険料…平成元年一月から十二月まで一年間で9万5千百円

❷定額十付加保険料…平成元年一月から十二月までの一年間で、9万9千9百円

※なお、平成元年分以前、前納等の保険料の額については、役場年金係へお問い合わせください。

パート・内職をする皆さんへ 収入 百万円まで非課税に

パートタイマーや内職をしている人の所得税の非課税限度額が、92万円から100万円に引き上げられました。これは、昨年11月に国会で法案が可決成立。1月にさかのぼって適用されます。

この結果、年間の給与や内職などによる収入が100万円までの人は、所得税がかからないことになります。夫の所得税負担も多少は軽減されるわけです。

最低控除額を65万円に引き上げ

今回の改正では、まず、給与所得控除の最低控除額が従来の57万円から65万円に引き上げられました。

同時に、内職所得者の場合も、その所得区分が事業所得または雑所得となるものも同じ減税が受けられるよう、特例の手直しが行われました。その結果、家内労働者などの事業所得または雑所得にかかる必要経費の最低保証額も、これまでの57万円から65万円に引き上げられました。

この結果、パートタイマーなどの給与所得者や内職などをする家内労働者の皆さんの場合、最低控除額の65万円に基礎控除の35万円を加えると、非課税限度額はちょうど、100万円になります。

135万円未満なら配偶者特別控除の適用も

また、年間の配偶者の給与や内職などによる収入金額が、127万円未満の場合に配偶者特別控除の適用がありましたが、これが135万円未満に引き上げられました。

具体的には、給与および内職などによる収入が、100万円未満（改正前92万円未満）であれば、配偶者控除と配偶者特別控除の適用を受けることができます。また、給与および内職などによる収入が100万円を超えても135万円未満であれば、配偶者特別控除の適用を受けられます。

共同納税相談日のお知らせ

村では、左記日程により「共同納税相談」を実施します。

受付時間は、全日とも午前8時30分～11時30分、午後1時～3時30分までです。指定日以外の日に申告される人は、対象地域の人が優先されますので、ご了承ください。

なお、税務署から指定呼び出しを受けている人は、当会場では申告できませんので、必ず指定日に税務署で申告してください。

共同納税相談日程

会場	相談日	対象地区 午前（9時～12時）	対象地区 午後（1時～4時）
間瀬地区公民館	2月22日(木)	間瀬1～4区	間瀬5～7区
役場研修室（2階）	2月26日(月)	西　中	白鳥・和納8～12区
	2月27日(火)	金池・猿ケ瀬	栄
	2月28日(水)	西船越・油島	高　畑
	3月1日(木)	和納1～2区	和納3～4区
	3月2日(金)	原・富岡	津雲田・高橋
	3月3日(土)	北　野	
	3月5日(月)	和納5区・7区	和納6区
	3月7日(水)	西長島・新谷	渕上・横曽根
	3月8日(木)	樋　曽	橋　本
	3月9日(金)	石瀬1班～8班	石瀬9～14班 南谷内
	3月12日(月)	夏井1班～5班	夏井6～8班 久保田
	3月13日(火)	岩室1班～11班	
	3月14日(水)	指定日に申告出来なかった人	
	3月15日(木)	指定日に申告出来なかった人	